

規 則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第九十六号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第百八十七条の表埼玉県児童福祉審議会の項中「の調査審議並びに」を「及び同法第二十七条の六第二項の規定による同条第一項の報告に関する事項並びに」に、「第七十七条」を「第七十二条第四項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第百八十七条の表埼玉県児童福祉審議会の項の改正規定中「第七十七条」を「第七十二条第四項」に改める部分は、公布の日から施行する。